

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

一宮市

## 2 構造改革特別区域の名称

一宮市英語教育特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

一宮市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

平成17年4月1日、旧一宮市・旧尾西市・旧木曾川町が合併し、人口約38万人の新生「一宮市」が誕生した。一宮市は、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市と岐阜市の中間に位置し、地勢的にはきわめて平坦な地形である。JR東海道線、名鉄名古屋本線が市内を南北に貫き、東名・名神高速道路、東海北陸自動車道の結節点という、交通の重要な位置にあることに加え、本市の北東部から南西部にかけては木曾川に面しており、都市の利便性と木曾川が育んだ自然を享受できる恵まれた地域である。これらの地理的条件を背景に繊維産業が発展し、愛知県や我が国を代表する「繊維のまち」として繁栄してきた。こうした活発な経済活動やこれまで蓄積された歴史・文化を背景に、多様な人材を育み、芸術・文化において国際的に活躍した三岸節子、川合玉堂等の優れた人材を輩出している。

しかし、近年では、繊維産業の低迷が問題となり、それを解決するため、地場産地「尾州」のブランド力強化を進めるとともに、企業誘致の推進により産業の複合化を図っている。同時に、繊維などの基幹産業のグローバル化が進み、平成12年9月には3,098人であった労働者・研究者等の外国人登録人数が、5年間で1.75倍と急速に増え続け、平成17年9月現在、本市にはおよそ5,420人(1.46%)の外国人が居住している。小中学校においても、外国籍の児童生徒数は年々増加しており、国籍も言語も多様化している。このような状況の中、増え続ける外国の人々と市民が互いに理解し合って生活できるまちづくりを進めていくことが必要となってきた。そして、世界に

開かれたまち一宮市として、国際教育や英語教育の充実を図ることの重要性が叫ばれるようになった。

新生「一宮市」は基本的な方針として、「個性を育む教育・文化のまちづくり」を掲げ、少人数学級・少人数指導、英語教育の充実など、きめ細やかな学校教育の充実を進めることに重きを置いている。

また、学校教育についての市民の関心は高く、合併前からその要請に応じて学校の教育条件整備を積極的に進め、充実した教育活動を保障してきた。とりわけ英語教育への関心も高く、一宮市は英語活動などの先進的な取り組みをしてきた。

その中で、平成13年度より、小学校の国際理解教育の一環として、英語に慣れ親しむことを目標とした学習を始め、現在では市内の全小学校において、「総合的な学習の時間」における英語活動を行っている。一宮市においては、平成13年度より、英会話指導員を派遣し、児童が直接外国人と触れ合い、外国の生活や文化を理解し、英語を通してコミュニケーションを図ることの楽しさを味わうことができるようにしている。さらに「英語活動専門委員会」を立ち上げ、一宮市独自の「英語活動レスンプラン」や英語活動資料の作成、授業法研究、小中学校教師による英語教育連絡会の開催等を行っている。また、中学校の学区で、小学校教員が中学校の英語の授業を参観したり、中学校英語科教員が小学校の英語活動を参観したりして、小中学校間の英語教育にかかわる連携を密にしている。小学校で身に付けた国際理解に関する知識や、英語でコミュニケーションを積極的にとろうとする態度を、中学校でさらに伸ばしていこうと取り組んでいる。

このように、本市の特色ある教育活動の一つとして英語教育に取り組んできたが、グローバル化の一層の進展や実生活での外国人との共生の必要性が高まってくる中で、英語教育を基盤とした国際理解と英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を身に付け、国際社会の一員としての役割を果たすことができる力の育成が課題となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

経済や社会のグローバル化が進む国際社会の中で、児童生徒に求められるのは、日本人として、また、個人としての自己の確立とともに、広い視野を持ち、異なる文化や生活を理解し尊重する態度やさまざまな人たちとともに生きていく資質や能力である。

国際化が急速に進展しつつある本市の児童生徒に、国語教育を充実し、確かな日本語能力を育成するとともに、小学校の段階から国際的な共通語ともなりつつある英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を育成するこ

とが重要であると考え。そして、国際社会の中で積極的に他の国の文化や生活を理解し、自信と誇りを持って外国の人々に自分の考えや意思を伝え、相互理解を図ることが求められている。

本市の学校教育においては、これまでも、「総合的な学習の時間」を利用して、児童生徒の発達段階に応じた体験的な学習を実践し、児童生徒が英語に触れたり、外国の異なる文化や生活に慣れ親しんだりする活動を実践してきた。しかし、学校によって取り組みの差があることに加え、「総合的な学習の時間」での英語活動は、あくまでも国際理解の一環であり、目指しているものが、「外国の生活や文化を理解し、外国語に触れ、親しみ、楽しむ」であることから、本市のねらいとする自分の考えを相手に伝えたり、相手の意見を正しく聞いたりするなど、コミュニケーション能力や英語運用能力を身に付けさせることは、十分にできなかった。

そこで、小学校1、2年生では、国語教育に一層力を入れ、確かな日本語能力の育成を図り、小学校3年生から、全市的に小学校の教育課程の中に新たに「英語活動科」を位置付ける。「英語活動科」では、英語に慣れ親しみ、英語を聞いたり話したりする活動を通して、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、自分の思いや郷土「一宮市」について伝えようとするコミュニケーション能力や英語運用能力の基礎を養う。また、外国語や外国の文化・生活に慣れ親しむ環境づくりを進めながら、国際理解につながるさまざまな活動を通して、英語や外国の文化についての興味・関心を深め、国際理解の基礎を培い、豊かな国際感覚を培う。

さらに、小中一貫英語教育を見据えながら、中学校の英語教育との連携を図り、7か年を見通した英語教育を実施する。小学校段階から系統的・計画的に英語教育を積み重ねることにより、義務教育を終えた誰もが、英語による実践的なコミュニケーション能力や英語運用能力を身に付けることを目指す。そして、日常会話から始まり、自分の考えを英語で述べたり、身の回りのことや「一宮市」のことを英語で話したりするなど、国際社会の一員としての役割を果たせる力を付ける。

なお、平成15年3月に、文部科学省は「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を発表した。ここには、中学校卒業時の具体的な目標や、英語教師に求めるもの、国民全体に求めるものも具体的に示されており、それを実現させるための教員研修の強化や子どもたちの英語学習への意欲向上についての内容が盛り込まれている。この点でも、本市が行おうとする取り組みは、まさに上記行動計画にも沿ったものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

学習指導要領における「総合的な学習の時間」では、小学校における英語活動は、英語という語学習得を主目的とするのではなく、小学校段階にふさわしい活動として、さまざまな外国人との交流や身近な英語に触れることとしている。これは、異なる外国の文化や生活に興味・関心を持たせることが目的であり、英語によるコミュニケーション能力、英語運用能力の育成という面では十分な効果が期待できるものではなかった。

そこで、義務教育段階における英語教育を計画的かつ継続的なものと捉え、中学校の英語科の授業へのスムーズな連携を図るため、小学校において発達段階に応じた系統的な教育課程を用いて指導し、児童の英語によるコミュニケーション能力と英語運用能力の育成を図る。中学校においては、全校に派遣されるALTを有効に活用し、英語の授業以外にも英語に慣れ親しむ機会を設けるとともに、英語の授業におけるイメージ教育の充実・拡充により、日常的な英会話ができる生徒の育成を目標とする。また、小学校3年生という義務教育の早期の段階から英語学習を実践することにより、児童の保護者や地域の英会話学習に関する機運や関心を高め、従来から実施している生涯学習での英会話学習の充実を図りながら、英語を話せる市民の育成を目指す。

なお、こうした継続的な教育活動により、本市の全ての児童生徒が、「小学校卒業段階で英語を使って簡単な会話をすることができる」「中学校卒業段階で日常的な英会話ができる」ことを目標とする。

本特区におけるこうした実践研究やこれを踏まえた効果的な国際理解の一層の推進により、本市の児童生徒が、将来一層豊かなコミュニケーション能力を身に付け、外国人とコミュニケーションを図ることができることを目指し、本市の英語教育全体の向上を図る。

さらに、生涯学習の取り組みなどを通じ、国際社会の中で他国の文化や生活を理解して主体的に行動する態度や英会話によるコミュニケーション能力にたけた人材を育成したり、国際交流に関する事業を一層推進したりすることにより、「市民が国際感覚に満ち、一宮市の将来を国際的な視野に立って考え支えていくことができる」世界に開かれたまちの実現を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) グローバルな視野と英語力を持つ人材の育成

児童生徒は、人としての基礎を培う時期に外国人と出会い、コミュニケーションをすることにより、自分とは違った考えを受け入れることができるようになる。また、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることによって、自分の思いを積極的に発信できるようにもなる。このように

児童生徒にもたらす教育的効果は大きい。そして、この事業により、英語で日常会話ができる人材を確実に輩出していくことができると考える。同時に子どもたちが英語を学ぶことで、保護者や地域の英語に対する関心も高まり、裾野の広がりが大いに期待できる。これらの相乗効果により、ゆくゆくは、グローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力を持つ優れた人材の育成が期待できる。

(2) 国際交流や、生涯学習など地域社会の活性化

家庭や地域においても、国際交流や生涯学習、市の関連事業への関心が高まり、現在も進められている国際交流事業などがさらに身近なものとなり、いわゆる草の根レベルでの交流も一層進むものと考えられる。また、在住の外国人や海外生活を経験した市民を、義務教育や生涯学習の指導者として導入して本市の国際交流活動や経済の活性化に貢献できる場をつくる。さらには、それをきっかけとして新しいコミュニティの形成や、人々のネットワーク化を推進することにより、地域社会の活性化が期待できる。

(3) 国際的な人的交流の促進

本特区事業により、外国人を一層受け入れられる環境や市民の体制が整えば、外国からの就労者の増加をはじめ、国際交流事業、及びそのための産業振興など、経済も社会も飛躍的に活性化していくことが期待できる。さらに、「一宮市」について、簡単な英語で紹介することを通して、児童生徒、ひいては市民一人一人が郷土「一宮市」を再認識することにつながり、本市全体の更なる活性化が期待できる。

## 8 特定事業の名称

### 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 「一宮市英語教育推進委員会」「一宮市英語教育検討委員会」の設置  
「一宮市英語教育推進委員会」を設置し、「一宮市小学校英語カリキュラム」の編成、テキストやワークシートの作成、研修の企画・実施を行う。また、有識者を招聘し、本市の今後の英語教育について検討や評価をするための「一宮市英語教育検討委員会」を設置する。

(2) A L T派遣事業

#### 英会話指導員派遣事業

市内の全小学校に，1学級あたり年間17時間程度，英会話指導員と呼ばれる英語が堪能な外国人を派遣している。35時間の英語活動の授業において，隔週で担任と英会話指導員によるチームティーチングを行う。

#### 英語指導助手派遣事業

市内の全中学校に外国人英語指導助手を派遣している。英語科教員とチームティーチングを行う。

#### (3) 教員及びALTの指導力向上のための研修事業

市内の教員とALTが本計画の意義と具体的な指導法を共通理解し，指導力の向上を図るため，夏休みや冬休みを中心に研修講座を行う。また，公開授業の参観，シミュレーション授業や実技研修，市内全教員対象の教育ネットワーク「138学びリンク」の活用を通して，小学校の教員対象の研修を充実させ，自信を持って英語教育に携わっていただけるようにする。

#### (4) 小学校英語主任の配置

平成18年度より全小学校に小学校英語主任を置き，「小学校英語主任者会」と現行の中学校英語科教師で組織する「一宮市教育研究会教科指導部英語部会」に参加させ，小中学校合同で評価や指導法に関する研究や研修を行う。

#### (5) 小中連携英語教育の充実

小学校で身に付けた力や積極的に英語でのコミュニケーションを図ろうとする態度を，中学校の英語教育でさらに伸長させることを目指す。そのためにも，小学校から始める7か年間の英語教育に対する明確な見通しを持つとともに，小中一貫英語教育を目指し，小中学校間における連携を図る。具体的には小学校教員による中学校の英語授業の参観，中学校教員による小学校の英語活動の授業参観，小中学校合同での授業研究会の実施，小中学校英語のカリキュラムの検討などを行う。この事業を通して，中学校の英語の授業をよりコミュニケーションなものにしていきたい。中学校入学時から，英語の授業はなるべく英語で行い，生徒の発達段階に応じながら，最終的には授業をすべて英語で行うことを目指している。このように7か年で計画的に英語教育を行うことで，これまで以上にコミュニケーション能力や英語運用能力を育成することができると思う。

#### (6) 外国人児童生徒対応指導員派遣事業

市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒の日本語指導のために，対

応指導員（日本語指導員）を派遣している。現在は、ポルトガル語，中国語，韓国語，タガログ語，スペイン語の指導員がおり，在籍児童生徒の実態に応じて派遣している。外国人児童生徒が年々増加し，学校からの指導員派遣の要望が高まっている。

（ 7 ）中学生海外派遣事業・海外姉妹校交流

本市がこれまで実施してきた，中国とニュージーランドへ中学生を派遣する中学生海外派遣事業や「愛 地球博」におけるペナン共和国やキリバス共和国，イタリア共和国等とのポストフレンドシップ事業・海外姉妹校交流を，今後も継続・推進していく。異文化交流体験を通して子どもたちの視野を広げ，早い時期での国際化意識の定着を図る。

（ 8 ）英語教室の実施

長期休業中に，市内の小中学生や校区在住の保護者・地域の方のために，英語でコミュニケーションを楽しむ場を設定する。ALTを希望する学校に派遣して英語教室を開催し，英語でのコミュニケーションを楽しむことができるようにする。

（ 9 ）英語ボランティア（学校支援ボランティア）の導入

一宮市在住の外国人や海外生活を経験した市民，英会話を得意とする市民を，英語ボランティアとして，義務教育や生涯学習のキーパーソンとして導入することにより，国際交流や英話活動の授業の充実を図る。

（ 10 ）「いちのみや子ども英語ガイドブック」の作成

平成18年度より，英語運用能力や実践的なコミュニケーション能力を実際の場で身に付けさせるため，学年の発達段階に応じた「いちのみや子ども英語ガイドブック」を作成し，子どもたちが，一宮市の歴史や史跡，美術館や博物館等，公共施設を英語で案内できるようにする。

（ 11 ）国際交流員との交流活動

一宮市には，ニュージーランドとイタリア出身の国際交流員がおり，市民と国際交流活動を行っている。国際交流員を小中学校にも派遣し，交流を通して国際理解の推進を図る。

（ 12 ）生涯学習等の取り組み

生涯学習課主催の家庭教育講座では，英語絵本の読み聞かせや英語遊び等，幼児や家族を対象にした講座を開いている。また，一宮市国際交流協会と連携を図り，国際交流運動会やハイキング，クッキング講座，国際理解セミナー等を実施している。このように，市民による幅広い国際交流活動を推進して，市民の国際交流，国際協調及び国際親善についての理解と関心を高め，諸外国との相互理解と友好親善の増進を図り，世界に開かれた地域社会を目指している。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

### 2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

一宮市立の全小学校

### 3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

平成18年4月1日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関する主体

一宮市

#### (2) 事業が行われる区域

一宮市立小学校全校

#### (3) 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

小学校第3学年から第6学年までの教育課程に、「英語活動科」を新設し、年間35時間の授業時数を設定する。「英語活動科」においては「一宮市小学校英語カリキュラム」を策定し、心身の発達段階に応じて子どもに身に付けさせたい技能や態度を明確にする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 取り組みの期間等

平成18年度から開始し、「一宮市小学校英語カリキュラム」や内容等を検証して改善する。なお、特例措置の適用の効果をより一層高め、教育内容の充実を図るため、開始から当初2年間は、本取り組みの効果を検証、評価しながら、教育課程の見直しを図っていく。

#### (2) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第24条第1項に規定する教科の他に「英語活動科」を加える。

学校教育法施行規則第24条の2に定める授業時数を次のように改める。

学校教育法施行規則第25条の内容に加え、「英語活動科」の教育課程を編成する。

### 一宮市立小学校年間標準授業時数

区分	各教科									英語活動	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	272		114		102	68	68		90		34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90		35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	<b>35</b>	35	35	<b>70</b>	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	<b>35</b>	35	35	<b>70</b>	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	<b>35</b>	35	35	<b>75</b>	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	<b>35</b>	35	35	<b>75</b>	945

#### < 変更内容 >

第3学年から第6学年までの「総合的な学習の時間」の授業時数を35時間減じ、該当学年の「英語活動科」を新設する。

#### < 当該規制の特例措置の必要性 >

学校教育法施行規則及び学習指導要領の教育課程の基準に基づく「総合的な学習の時間」の内容は、各学校が創意工夫を凝らして行うものである。しかし、「総合的な学習の時間」での英語活動は、あくまでも国際理解の一環であり、目指しているものは、「外国の生活や文化を理解し、外国語に触れ、親しみ、楽しむ」となり、異なる外国の文化や生活に興味・関心を持たせるのが目的であった。また、本市のねらいとする自分の考えを相手に伝えたり、相手の意見を正しく聞いたりするなど、英語によるコミュニケーション能力や英語運用能力を高めることは、「総合的な学習の時間」の中では十分にできなかった。

そこで、市内全小学校で一律に効果的かつ継続的に取り組むためには、特例を導入し、新たに「英語活動科」を設置することが必要であると考えられる。学習指導要領に示されていない「英語活動科」を市内全小学校で実施し、感性豊かな子どもたちに早い時期から英語を聞いたり話したりする活動に慣れ親しませることにより、英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする関心・意欲・態度と実践的なコミュニケーション能力や基礎的な英語運用能力の育成が期待できる。

さらに、外国人と共生しながら一宮市の将来を国際的な視野に立って考え、支えていく人材の育成は、ゆくゆくは、グローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力を持つ優れた人材を育み、国際社会に貢献できる市の発展に寄与するものと考えます。

### (3) 計画初年度の教育課程の内容等

#### 実施内容

ア 第3学年から第6学年までの教育課程に、「英語活動科」を新設し、年間35時間の授業時数を設定する。

イ 「一宮市小学校英語カリキュラム」に基づき、年間35時間のうち隔週で17時間は英会話指導員(ALT)と学級担任がチームティーチングで授業を行い、18時間は学級担任のみで行う。

#### 目標及び内容について

「英語活動科」の授業を通して、言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことを中心に英語力を養うことで、中学校での英語学習に結びつく基礎と国際理解の基礎を培う。

## 一宮市小学校「英語活動科」の目標及び内容について

小学校英語活動科の目標				
英語に慣れ親しみ，英語を聞いたり話したりする活動を通して，英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに，自分の思いや「一宮市」について伝えようとするコミュニケーション能力や英語運用能力の基礎を養う。また，英語や外国の文化に対する興味・関心を高め，国際理解の基礎を培い，豊かな国際感覚を培う。				
身に付けさせたい資質や力				
A		B		C
聞くこと・話すことなどの実践力		コミュニケーション能力の基礎		国際理解の基礎
学年	目 標	内 容	指 導	
3 年 生	A 英語に初めてふれ，英語の音声に親しむ。 B 英語活動を楽しみ，友だちと英語でふれあう。 C 外国の行事や習慣などを楽しむ。	A 英語を聞いたり，模倣したりして，英語のリズムや音声に親しむ。 B あいさつやものの名前などを英語で聞いたり，言ったりする。 C 外国の行事や習慣，歌，遊びなどを体験する。	・歌，動作，ゲームなどを使って楽しく活動する。 ・単語や文を聞こえるままに発音する。 ・学習内容をくり返し行う。 ・全員参加型の体験活動をする。	
4 年 生	A 英語のリズムや音声など音声的特徴に慣れる。 B 多くの友だちと英語を使って交わり，英語を使う喜びを体験する。 C 外国の行事や習慣などを楽しむ。	A 英語のリズム，抑揚，音などに慣れる。 B 英語であいさつしたり，受け答えしたりして，人とのふれあいを楽しむ。 C 外国や日本の行事や習慣，歌，遊びなどを体験する。	・歌，動作，ゲーム，ビデオなどを使って楽しく活動する。 ・五感や想像力，からだ全体を使っての活動を心がける。 ・外国の行事などを通じて，日本と外国の違いに気づかせる。 ・グループ単位やペア単位で活動する。	
5 年 生	A 英語を聞いたり，話したりすることに慣れる。 B 英語を使って先生やクラスの人たちとコミュニケーションする。一宮市のことを紹介し合う。 C 外国と日本の言葉，生活，習慣，文化の違いに関心を持つ。	A 英語の音やアクセント，リズム，抑揚などに注意して聞き，話す。 B 身近で簡単な会話や物語を聞いて理解する。学習した単語や文を使って話したり，質問に答えたりする。 C 一宮市のことについてグループ調べ，クラスで発表する。	・歌，動作，ゲーム，スキット（寸劇）などを用いて楽しく，分かりやすく指導する。 ・日常生活の具体的な場面を設定して聞いたり，話したりする練習をする。 ・ジェスチャーなどを指導し，あらゆる手段を使ってコミュニケーションを図ることを奨励する。	
6 年 生	A 積極的に英語を聞いたり，話したりする。 B 簡単な会話や物語を聞いて，内容を理解する。身近なことや一宮市のこと，自分のことを相手と伝え合う。 C 外国と日本の言語や生活，習慣，文化を比較する。	A 身近な会話や簡単な物語を聞いて，内容を理解する。 B 身近なことや一宮市のこと，自分のことをお互いに聞いたり，話したりする。 C 自分の夢を簡単な英語でまとめ，発表する。	・英語コミュニケーションの具体的な場面や状況をできるだけ設定する。 ・スキットやロールプレイ，劇のような形でコミュニケーションを体験させる。 ・英語の単語や文を読む指導では，文字を見せながら発音する。	

「一宮市小学校英語カリキュラム」の評価，改善について

「一宮市小学校英語カリキュラム」は，平成18年度より全小学校で実施する。平成18年度より，小中学校校長，教頭，小学校教員，中学校英語科教員等，各校の指導的立場の教員で構成する「一宮市英語教育推進委員会」を設置し，本委員会が中心となってカリキュラムの検証や改善，教材開発，指導法の研究，小中一貫した英語教育等に関する研究等を進める。特に，本市をブロックに分け，それぞれに各1校の研究開発推進校を設置する。研究開発推進校における公開授業，実践研究などを通してカリキュラム研究や教材開発，指導法の研究等を重点的に行い，「一宮市小学校英語カリキュラム」の効果の検証・改善に生かしていく。

なお，カリキュラムの評価にあたっては，児童生徒の英語力の定着状況を把握，英語力に応じた指導を充実するため，一宮市独自の目標値を設定し，一宮市評価テストを実施して指導の改善に生かすようにする。平成18年度は，市内の小学校から数校抽出し，前述のテストを受験させ，実態を把握していく。開始から当初2年間は，本取り組みの効果を検証，評価しながら，教育課程の見直しを図る。評価結果を，指導の改善，カリキュラムの検証・改善，教材の開発等に生かしていく。

また，学識経験者や学校関係者等で構成する「一宮市英語教育検討委員会」を設置し，「一宮市小学校英語カリキュラム」の効果の検証及び評価，指導法，小中一貫した英語教育のあり方等について幅広く意見を聴き，カリキュラムの改善等に反映させる。(別表1)

## 別表 1 スケジュール

平成 17 年度	特区申請・認定 「一宮市小学校英語カリキュラム」の作成 授業用資料（ワークシート，絵カード）等の作成 小学校英語活動指導法研修会，中学校英語科教員研修会 中学校英語科教育課程改編
平成 18 年度	全小学校で実施 研究開発推進校での実践研究，公開授業 「一宮市小学校英語カリキュラム」の適用，検証・改善 評価，指導法等研究 授業用資料（ワークシート，絵カード，副読本）等の作成，検証・改善 教員研修 小中連携英語教育の研究
平成 19 年度	「一宮市小学校英語カリキュラム」の検証・改善，評価等の見直し 授業用資料（ワークシート，絵カード，副読本）等の作成，検証・改善 教員研修 小中一貫英語教育の研究及び中学校英語科教育課程の見直し

その他，補足事項

- ア 市外からの転入生等に適切に対応するため，放課後等における個別指導を充実する。
- イ 小学校「英語活動科」の評価については，「一宮市小学校英語カリキュラム」の目標に準拠して行い，学級担任から達成の程度を児童・保護者に伝える。
- ウ 「一宮市小学校英語カリキュラム」の実施に伴い，新たな教科書の採用はせず，指導計画に基づいて指導する。ただし，必要に応じて副読本の活用を検討していく。
- エ 小学校の教員が授業を実施するにあたり，本計画の意義と具体的な指導法の共通理解，及び指導力向上を図るため，公開授業の参観，シミュレーション授業や実技研修，夏休みや冬休みの研修講座等を充実させ，自信を持って英語教育に携わっていただけるようにする。

#### (4) 本計画と日本国憲法，教育基本法，学校教育法に示す学校教育目標との関係について

規制の特例を導入し，学習指導要領に示されていない「英語活動科」を市内全小学校で実施することで，感性豊かな子どもたちに早い時期から生きた英語に慣れ親しませる。それにより，英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする関心・意欲・態度を育てるとともに，自分の思いや「一宮市」について伝えようとするコミュニケーション能力や基礎的な英語運用能力の育成が期待できる。さらに，本市が目指す外国人と共生しながら一宮市の将来を国際的な視野に立って考え，支えていく人材の育成は，ゆくゆくは，グローバルな視野と英語でのコミュニケーション能力を持つ優れた人材を育み，「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」につながるものとする。これは，日本国憲法や教育基本法の理念に基づくものである。

また，豊かな人格の形成をめざし，児童生徒の発達段階に応じた教育内容は，教育基本法の第1条を踏まえ，小中学校の教育の目的・目標を示した学校教育法第17条，同第18条，同第35条，同第36条の趣旨を満たしているとする。さらに，学校教育法第18条第2号には「郷土及び国家の現状と伝統について，正しい理解に導き，進んで国際協調の精神を養うこと。」とあり，これからの国際社会の一員としての自覚と責任を持って，相手の立場を尊重しつつ，自分の考えをきちんと伝えていくことができる表現力やコミュニケーション能力の育成が求められているところである。

同時に，本計画で育成される英語運用能力やコミュニケーション能力は，豊かな国際感覚や，国際社会を主体的に生きる力を育むものであり，「総合的な学習の時間」の時間数を削減しても，そのねらいである「自ら学び自ら考える力の育成」や「主体的，創造的に取り組む態度の育成」は十分達成されると考える。

平成15年3月31日には，文部科学省より，「英語が使える日本人」の育成のための行動計画も発表され，子どもたちの将来のためにも，また，我が国の一層の発展のためにも「英語が使える日本人」の育成が非常に重要な課題であることが明らかにされ，それを解決していくために，小学校における英語の学習の在り方についても具体的に提案がなされており，本計画もその提案の趣旨を受けたものである。